

大和市公告第52号

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）第7条第2項の規定に基づき、令和6年大和市公告第7号において別途公告で定めることとされている期日について、同公告で指定した地域のうち次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に限り、別途公告で定めることとされている期日を次のとおり指定する。

令和6年7月9日

大和市長 古谷田 力

都道府県名	地域
富山県	全域
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び鹿島郡中能登町

対象となる申告等の期限	指定する期日
申告等（令和5年度分及び6年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入を除く。）の期限のうち、令和6年1月1日から同年7月30日までに到来するもの	令和6年7月31日
令和5年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入期限	令和6年7月31日
令和6年1月10日に期限が到来するもの	
令和6年2月13日に期限が到来するもの	
令和6年3月11日に期限が到来するもの	
令和6年4月10日に期限が到来するもの	
令和6年5月13日に期限が到来するもの	
令和6年6月10日に期限が到来するもの	
令和5年度分の普通徴収に係る個人の市民税の納期限	令和6年7月31日
令和6年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入期限	令和6年7月31日
令和6年7月10日に期限が到来するもの	
令和5年度分の固定資産税及び都市計画税の納期限	令和6年7月31日
令和6年1月4日に期限が到来するもの（第4期）	
令和6年度分の固定資産税及び都市計画税の納期限	令和6年7月31日
令和6年5月31日に期限が到来するもの（第1期）	
令和6年度分の軽自動車税（種別割）の納期限	令和6年7月31日
令和6年5月31日に期限が到来するもの	
上記に掲げる申告等の期限以外の期限	地方税法又は条例に規定する期限